

宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟

新進演奏家国内奨学金制度（給付型）

平成31年度募集要項



公益社団法人日本演奏連盟

Japan Federation of Musicians

東京都港区新橋3-1-10 石井ビル6階

TEL. 03-3539-5131 FAX. 03-3539-5132

e-mail: [jfm@jfm.or.jp](mailto:jfm@jfm.or.jp) <http://www.jfm.or.jp>

## 新進演奏家国内奨学金制度（給付型）平成31年度募集要項

### はじめに

日本のクラシック音楽の演奏家約3,300人を会員とする公益社団法人日本演奏連盟（チェリスト 堤剛理事長/東京都港区新橋3-1-10 石井ビル6階）では、特定非営利活動法人イエロー・エンジェル（宗次徳二理事長/愛知県名古屋市中区栄4-5-14 宗次ホール内）の支援を得て、プロのクラシック音楽の演奏家を志す生徒・学生・若手演奏家に対し、国内の教育機関での学業費用または研修費用等を支援する制度を実施しています。

**【対象】** 次の各要件を満たす方で、音楽ジャンルはクラシック音楽（洋楽）に限ります。

1. 現にクラシック音楽の専門教育を受けており、プロの演奏家を志す若手演奏家。
2. 優れた音楽能力を有し、将来の活躍が期待できる方。
3. 明確な目標及び目的意識を持っている方。
4. 経済的に奨学援助を必要とする状況にある方。
5. 国内在住者に限る。ただし、国籍は問わない。
6. 他の支援制度・奨学制度（給付型）との併用はできない。但し、貸与型の奨学金を受けている方、また大学等の教育機関の奨学金制度を受けている方の当制度への応募は可能。

**【専門分野】** 声楽、器楽（ピアノ、弦楽器、管楽器）専攻者

**【年齢制限】** 声楽 20歳以上32歳以下  
器楽 13歳以上25歳以下  
(いずれも平成31年4月1日現在)

**【支援内容】** 国内におけるレッスン費用、教育機関での学業費用など、申込者本人の学業に要する費用支援。  
※本人以外の人々の生活費などに使用することはできません。

**【奨学金】** 月額5万円（給付/返済不要）

**【募集人数】** 10名程度

**【支給期間】** 原則1年間。但し希望により最長2年間まで延長することは可能。

※2年度目について

しかるべき時期に延長の意思を確認する文書を送付します。延長を希望する方については、あらかじめ実技審査を受けていただき、可否を決定します。

※奨学金の支給は、初年度は国内在住者に限ります。但し2年度目は、海外に居住を移す場合でも奨学金の支給は継続されるものとします。

**【お申込み】** 次の1、2の書類及び3の資料を提出すること。提出いただいた書類及び資料は返却できません。書類は申込者本人が必ず記入すること。

1. 所定の申込用紙 **※必ず申込者本人が記入すること。**

I-I 及び I-II 『申込書』 (写真貼付)

II 芸術上の指導者 (親族は除く) の『推薦書』 1 通 (署名は直筆のもの)

III 『審査用CD内容一覧』

2. 成績証明書 (現在または最近在学した学校が発行した最新のもの)

\*申込時点で高校1年生、大学1年生、大学院1年生の場合は、前年に在籍した教育機関の成績証明書を提出すること。

3. 録音物資料=C D (CD-R、CD-RW の場合は必ずファイナライズしたもの、2曲提出する場合は、1曲毎に頭出しができるようにトラック分けすること。標準的なCDプレーヤーで再生できること)

【声楽分野】収録時間12分以内：任意の歌曲1曲とオペラアリア1曲

【器楽分野】収録時間20分以内：

ピアノ=自由曲2曲、但し同一作曲家でない曲 (ソナタ等の第1楽章を1曲とすることも可)

弦楽器=任意の協奏曲の第1楽章 (カデンツァを含む)

管楽器 (木管) =モーツァルトの任意の協奏曲の第1楽章 (カデンツァを含む)

(サクソフォンは任意の協奏曲の第1楽章)

(金管) =任意の協奏曲の第1楽章 (カデンツァを含む)

\*最近半年以内に録音したもの

\*演奏が明瞭に聞きとれる録音状態であること

\*氏名、録音日、録音場所を明記のこと

任意：申込者に関する資料 (演奏会パンフレット、プログラム等)

**【選考方法】** 公益社団法人日本演奏連盟選考委員会において審査を行います。

第1次審査・・・書類審査及びCD審査 (第1次審査結果は、平成30年12月中旬までに応募者全員に通知します。)

第2次審査・・・第1次審査合格者に対し、実技審査・面接選考  
実技審査・面接選考予定日

日程/平成31年1月11日 (金)

会場/杉並公会堂小ホール (東京都杉並区上荻1-23-15)

実技審査における留意点

\*演奏曲目は、提出した録音物と同曲のこと。

\*時間の都合により、演奏するところを指定する場合がある。

\*伴奏が必要な場合は、各自同伴のこと。

\*旅費、楽器運搬費などの諸経費は、各自負担のこと。

**【募集期間】** 平成30年9月5日 (水) ~ 10月4日 (木) (必着)

**【応募先】** 〒105-0004 東京都港区新橋3-1-10 石井ビル6階

公益社団法人日本演奏連盟 宗次エンジェル基金新進演奏家国内奨学金制度係宛て

※書類及び資料は簡易書留郵便もしくは宅配便で送付のこと。

**【選考結果】** 平成31年3月上旬までに文書で通知します。なお、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

**【奨学金給付開始時期】**

平成31年4月より、毎月15日に指定の銀行口座に送金します。15日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は翌営業日。

**【奨学生に決定した場合の提出書類】**

- ① 新進演奏家国内奨学計画書
- ② 誓約書（身元保証人の自筆署名、実印押印）
- ③ 身元保証人の印鑑登録証明書
- ④ 本人名義の銀行口座振込依頼書

**【奨学生決定式】** 平成31年4月上旬予定

**【事務局への報告義務】**

毎月1回10日までに、修学状況及び生活状況を報告すること。また、提出書類記載内容について変更が生じた場合及び下記注意事項に該当する場合には、速やかに届け出ること。

**【注意事項】** 次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を終了します。また、状況によっては奨学金の返還を求められることがあります。

- ①健康上の理由等により学業が継続できなくなった時
- ②奨学生として適当でない事実が生じた時
- ③奨学金を必要としない理由が生じた時
- ④他団体等から同様の奨学金を受けることになった時（但し貸与型奨学金は含まない）
- ⑤初年度において、海外に生活の拠点を移すことになった時

**【氏名の発表について】**

奨学生として採用された方は、氏名を公表します。

<個人情報の取り扱いについて>

宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟新進演奏家国内奨学金制度に関して、公益社団法人日本演奏連盟が取得した申込者の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

《本件に関するお問い合わせ》

公益社団法人 日本演奏連盟 事務局  
〒105-0004 東京都港区新橋3-1-10 石井ビル6階  
TEL. 03-3539-5131 FAX. 03-3539-5132  
e-mail:jfm@jfm.or.jp http://www.jfm.or.jp